

大規模な反日運動は見事に中国政府によって押さえ込まれたけれども、中国政府は、相も変わらず、議員が参拝するのは構わないが、首相や官房長官など日本の指導者が参拝に行くべきではないとか、訪中中の自民・公明両党幹事長に、A級戦犯合祀が問題だとか、目にしたくないなどと内政干渉すること頻りである。



これに対するに、日本側は“戦後日本は平和国家として歩いてきた”などと述べ、正面から堂々と反論していない。何故に斯くも弱腰なのか、理解に苦しむは小生のみではあるまい。

最新のニュースによれば、中国の呉儀副首相が小泉首相との会談を急遽中止して帰国するらしい。靖国神社参拝を継続するとの総理発言に対する嫌がらせ以外の何物でもあるまい。失礼にも程がある。日本はもっと怒るべし。こんな事を繰り返していたら、中国政府は振り上げた拳を永遠に降ろせなくなると思う。それを憂える。日中双方にとって残念だ。

靖国問題を振り返って気になるのは、ある時期までは中国は全く靖国神社参拝を意に介していなかったと言うことである。勿論、1953年のA級戦犯(この用語を使用すること自体問題であるが、理解を混乱させぬためにそのまま使用する。)合祀後においてもである。

問題は中曽根首相が1985年に参拝して以降問題視され、(誰が仕掛け人かはいざ知らず)参拝断念に追い込まれた。爾来10年の空白を経ての参拝再開となったのである。元勲とも称される中曽根首相が批判を受けた翌年以降参拝を取り止めたが故に、これは政治的カードになり得るとの誤解を与えてしまったと思われる。元勲の大罪であると言わずして何と言う。個人的には中曽根元首相の大功に対して敬意を表するものではあるが、この一点に関してばかりは許せない。(済みません。)

靖国神社参拝に関する論点・視点を整理してみたい。

① 靖国神社とは

明治2年明治天皇の思召により、戊辰戦争で斃れた人たちを祀るために東京招魂社として創建され、明治12年に靖国神社と改称され、今日に至っている。明治維新時の国内の戦乱に殉じた人たちを祀り、西南戦争後は外国との戦争で御国の為に殉じた英霊を祀っている。祭神として祀られているのは、約250万柱である。

昭和20年12月15日、GHQの神道指令により、国家管理を離れ、宗教法人となった。

② 戦後に於ける首相の公式参拝等の経緯

昭和20年11月時の幣原首相が参拝、しかし、GHQの指示で戦没者の慰霊祭への公的な関与が一切禁止された。サンフランシスコ平和条約の署名後、吉田首相はGHQ

からの公人の参拝差し支え無しとの許可を得て公式参拝を行った。事後、吉田首相は 4 回、岸首相は 2 回、池田首相は 5 回、佐藤首相は 11 回、田中首相は 5 回、公的形式で参拝している。三木首相は、現職首相として初めて終戦記念日に参拝している。1985 年、中曽根首相による終戦記念日の公式参拝した以降は、靖国参拝が外交的な問題となった。10 年の空白を経て橋本首相が、1996 年 7 月参拝、小泉首相は現職として 5 年ぶりに 2001 年 8 月 13 日参拝、爾後今年の元旦の参拝まで 4 年連続参拝をしている。

③ 靖国神社参拝問題の惹起

②で示したように、中曽根首相の 1985 年(昭和 60 年)の参拝までは、首相による靖国神社の参拝に関しては何らの問題もなかった。官房長官の私的懇談会である「閣僚の公式参拝に関する懇談会」が首相の公式参拝を認める報告を提出したのを受けて、中曽根首相が終戦記念日に公式参拝したのである。この参拝に対して、中国等が猛反発し、靖国神社に A 級戦犯が合祀されていることを問題視した。この年、10 月、自民党は靖国神社に A 級戦犯の合祀取りやめを要請したが、拒否された。

中曽根首相は翌年の公式参拝断念に追い込まれ、以後村山首相を除く歴代の首相は終戦記念日の参拝を見送った。橋本首相が終戦記念日以外に総理大臣と記帳しての参拝をしたが、これも批判され翌年の参拝は見送られている。小泉首相の参拝に関し、江沢民主席が激しく批判、最近では某外相が「止めなさいと言明した。」と発言したことも物議をかもした。

④ A 級戦犯合祀問題

靖国神社参拝に関して外交的に問題とされるのは A 級戦犯の合祀の件であり、国内的に問題とされるのは憲法が定める政教分離原則に抵触するか否かということである。

昭和 21 年 1 月 19 日、マッカーサー連合軍最高司令官名で「極東国際軍事裁判所条例」が布告された。ポツダム宣言で示された戦争犯罪人処罰に関し、戦争犯罪を① 平和に対する罪(共同謀議して、侵略戦争を計画し、準備し、開始し、遂行して世界の平和を攪乱した罪)② 通例の戦争犯罪③ 人道に対する罪を定め、多数の戦犯容疑者の中から、二百数十名を A 級戦犯として起訴、この内、最終的には、28 名が A 級戦犯とされて、裁判を受けた。これが所謂東京裁判である。判決は 22 年に下され、7 名が死刑、16 名が終身禁固刑、2 名が禁固刑、他には免訴 1 名と裁判中病死 2 名であった。通例の戦争犯罪を行ったとされる人達は B・C 級戦犯と呼ばれ、A 級とは区別されている。所謂東京裁判に関しては、法の不遑及禁止の原則と罰刑法定主義の原則に違反していると謂われている。インド代表のパール判事は「復讐の欲望を満たすために、たんに法律的手続きを踏んだに過ぎないようなやり方は国際正義の観念とは縁遠い。・・・云々」と述べ、全員無罪を主張した。

この A 級のみならず B・C 級戦犯に対する赦免運動が澎湃として起こり、昭和 28 年衆院本会議で決議され、関係各国の同意を得て全ての戦犯が釈放された。軍人恩給の復活に伴い、戦争裁判受刑者も一般戦没者同様に取り扱うべきとの論が起き、国会の全会一致で援護法が改正され、恩給法も改正され、戦犯を特別扱いしたわけではなく、A 級戦犯を始め戦争裁判で刑死・獄死した者をも公務による死亡者として一般戦没者と同様に扱ってきたのである。昭和 31 年、厚生省引揚援護局は「靖国神社の合祀事務協力について」と題する通知を発簡して都道府県に協力を依頼した。合祀事務協力のもと、靖国神社は厚生省の引揚援護局から送付された「祭神名票」に基づいて合祀を行ったのである。

昭和41年には所謂A級戦犯の祭神名票が送付され、神社は、崇敬者総代会で了承して合祀された。然しながら、当時は、靖国神社法案が審議されていたこともあって昭和53年再度の崇敬者総代会の了承を得て、昭和殉難者として合祀された。この時には、特段問題視されることもなかった。何れにしろ、前述したように国内法に則り、合祀されていることは間違いがない。A級戦犯合祀問題に関連して、1999年野中官房長官が提唱したような所謂A級戦犯分祀論が話題にもなり、今でも根強くあるがどう考えるべきだろうか。

⑤ 憲法20条の政教分離に関わる訴訟等(宗教的活動とは?)

1977年津地鎮祭訴訟で、市体育館起工式への公金支出を合憲とする最高裁大法廷判決、1988年自衛官合祀訴訟で遺族の意思に反した殉職自衛官の護国神社への合祀を合憲とする最高裁大法廷判決、岩手靖国訴訟で玉串料の公費支出や首相等の公式参拝を違憲とする仙台高裁判決が1991年、愛媛玉串料訴訟で県の支出を違憲とする最高裁大法廷判決が1997年におき、確定している。

首相による公式参拝により遺族などが宗教的人格権を侵害されたとして損害賠償を求めた大阪、九州靖国訴訟では、高裁で原告の請求は棄却されたものの、宗教的活動に当たる疑いがあるとの判断を示した。

宗教的活動を国家やその機関が宗教との係わりを持つ全ての行為を指すと考えるのかどうか考察されるべきであろう。

面白いと感じるのは、首相は例年伊勢神宮に詣でているが、これに対して違憲の疑いがあるという話を聞かないことだ。

⑥ 靖国神社国家護持論と別施設論

昭和30年に入り、日本遺族会を中心に靖国神社を再び国営化ないしは国家護持すべきとの運動が起こり、署名活動が為された。昭和44年靖国神社法案が国会に提出されたが、毎年廃案の憂き目にあった。昭和49年には衆議院で強行採決されたものの参議院で審議に入らず廃案となった。

小泉首相の平成13年8月の参拝時の談話を契機として、同年12月福田官房長官の私的諮問機関として、「追悼平和の為の記念碑等のあり方を考える懇談会」が設置され、平成14年12月末に結果報告をした。この追悼懇は始めから別施設ありきで検討された。国立の無宗教の施設とし、靖国神社と趣旨・目的が異なるものであると強調している。

国民や遺族は靖国こそ鎮魂の場である思っており、国事に従事して散華した英霊を靖国神社に祀るのは明治初年以來の日本の文化的・社会的伝統であり、これを無視したことになりはしないかとの危惧がある。靖国神社との関係を如何に律するかの問題もあろう。姑息な手段ではなかろうか。

⑦ 諸外国における慰霊について

諸外国における戦没者に対する慰霊の方式には、靖国神社や護国神社等のような祠堂式、米国のアーリントン墓地などの国立墓地型、そして戦争記念館や韓国の顕忠院等のようなメモリアル型がある。アーリントン墓地などは、無宗教の墓地ではなく、色々な宗派が融合したキリスト教等色の強い無宗派の施設であり、戦没者の慰霊についてはその国の文化的伝統に則って行われている。首相が外国訪問した時に献花を捧げることは認めても靖国参拝を認めないというのは如何にも片手落ちである。

⑧ 戦没者に対する慰霊について

死者に対する慰霊は優れて宗教的である。我が国においては、死者を祀る為

社・仏閣がその中心となってきた。多神教的日本民族にとっては、祀られるのが神社であろうが仏閣だろうが全く違和感がない。キリスト教等の一神教 信者との決定的な差異である。支那では死者の墳墓を暴いて鞭打つことも行われていたが、日本は死者に対しては、死んだら皆神様と崇め奉り、非常に寛容である。このような死生観の差異も色々と影響しているのかもしれない。

戦後の戦没者慰霊は、昭和 27 年講和条約発効直後に新宿御苑で行われたのを皮切りに、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、日比谷公会堂、日本武道館と場所を変えて実施された。昭和 57 年以降は、政府通達に基づき、終戦記念日の国家行事として毎年日本武道館で行われている。

⑨ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、靖国神社と性格を異にし、所謂無名戦士の遺骨を納めてある処である。

まだまだ、多数の論点があるのだろうが、迷路に入りこみそうなので、これ以上は立ち入らない。やや独断と偏見に満ちた部分があるかも知れぬが、読者諸 兄の参考になれば幸甚である。どのような解決策があるのか、如何にして理解を 得るべきなのか、優れて国内問題をあえて外交問題に転化せんと分子も居るから厄介だ。

(参考；各種 HP、百科事典、雑誌「郷友」 etc)